

昭和三十九年文部省令第二号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第五...

第一条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）以下「法」という。...

第二条

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）以下「令」という。...

実施機関は、前項の規定により作成した受領報告書及び受領証明書を、前期用の教科用図書（四月一日から四月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎...

れぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用図書（九月一日から二月末日までに受領した教科用図書（後期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎...

第三条

令第三条の規定により発行者の作成する納入冊数集計表（以下「納入冊数集計表」という。）は、別に定める様式により作成し、前期用の教科用図書に係るものにあつては毎年度五月十五日までに、後期用の教科用図書及び前期転学用の教科用図書に係るものにあつてはそれ...

第四条

令第四条第一項の規定により都道府県の教育委員会が作成する受領冊数集計報告書（以下「受領冊数集計報告書」という。）は、別に定める様式により作成しなければならない。...

第五条

令第五条第一項の規定による児童及び生徒の名簿は、別に定める様式により作成しなければならない。...

第六条

法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を選択する期間については令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。...

第七条

法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料...

第八条

法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第六号）附則第九條第一項に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十一日までに、別記様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。...

第九条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。一 発行しようとする教科用図書の製造及び供給の計画を記載した書類...

第十条

申請者が、法第十八条第一項第一号イからホまでのいずれかに掲げる者でないことを明らかにした書類...

第十一条

若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合、市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間...

第十二条

教科用図書を選択したときに公表すべき事項は、次に掲げるものとする。一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料...

第十三条

法第十八条第一項の教科用図書発行者の指定を受けようとする者は、発行しようとする義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第六号）附則第九條第一項に規定する教科用図書を除く。以下同じ。）が採択されることとなる年度の前年度の一月三十一日までに、別記様式による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。...

第十四条

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。一 発行しようとする教科用図書の製造及び供給の計画を記載した書類...

第十五条

申請者が、法第十八条第一項第一号イからホまでのいずれかに掲げる者でないことを明らかにした書類...

書の内容等、従事した職務の内容等を詳細に記載したものを含む。）

六 教科用図書の編集を担当する者の氏名及び履歴を記載した書類

七 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人にあつてはその者が図書の発行に関し著しく不正な行為をしたことのないものであることを明らかにした書類

(会社以外の者の資産の範囲)

第九條 令第十六條第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

(会社以外の者の資産の額)

第十條 令第十六條第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める額は、千万円とする。

(編集担当者の基準)

第十一條 令第十六條第二号の規定により教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

附則抄 (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二五日文部省令第一号)

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二二日文部省令第二号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (平成元年四月一日文部省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年三月一七日文部省令第一九号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年一月三十一日文部省令第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一六年三月三十一日文部科学省令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月三十一日文部科学省令第二号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年二月二五日文部科学省令第四〇号) 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附則 (平成二〇年七月一六日文部科学省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年九月一六日文部科学省令第二九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(平成二十年九月十七日)から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附則 (平成二四年三月三十一日文部科学省令第七号) 抄

附則 (平成二六年四月一六日文部科学省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年九月三十一日文部科学省令第二七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二條第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第七條第二号の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二七年九月三〇日文部科学省令第三一号) 抄

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年六月二〇日文部科学省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式(第八條関係)

別記様式

文部科学大臣殿

申請書の提出(印刷用)
(個人にかつては代表者
の氏名を印刷用紙に記入)

教科用図書発行者指定申請書

教科用図書発行者の指定を受けたため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第18条第2項の規定により、必要な措置を怠らざることを誓ひます。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和元年九月一三日文部科学省令第一四号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附則 (令和二年一月二八日文部科学省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二五日文部省令第一号)

この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二二日文部省令第二号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (平成元年四月一日文部省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年三月一七日文部省令第一九号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。